

畜産とくつく情報

平成24年2月10日（通算第155号）

問い合わせ先長野県庁

園芸畜産課 電話 026-235-7233

平成24年4月1日に食品の基準値が見直されるにあたり、牛用飼料中の放射性セシウムの暫定許容値が変わりました。

改正内容(2月3日施行)

(旧暫定許容値)

(新暫定許容値)

牛用飼料1kgあたり 300ベクレル → 100ベクレル

〔繁殖牛など当分の間と畜出荷する予定のない牛には、例外規定として1kgあたり3,000ベクレルの使用が認められてましたが、今回廃止されました。〕

飼料の暫定許容値の見直しの取り扱い

- 稲わら、永年性牧草、夏作飼料作物の流通・利用が自粛されている県がありますので、購入の際は十分確認するよう注意願います。（裏面参照）
- 既に、流通・利用が自粛されている県等から購入されている飼料がある場合は、新暫定許容値（100ベクレル/kg）以下の粗飼料への切り替えを速やかに行いましょう。
- 長野県では、昨年、長野県産の牧草、飼料作物、稲わら、稲発酵粗飼料、飼料用米の放射性物質の検査を実施したところ、牧草の1点を除きいずれの検体からも放射性物質は検出されていません。なお、放射性セシウムが検出された牧草も10ベクレルで、新暫定許容値を大幅に下回る数字です。
平成23年産の長野県産の牧草・飼料作物・稲わら・稲発酵粗飼料・飼料用米、平成24年産の牧草については、今までどおりご使用いただけます。
- 県においては、安全性を確認するため、平成24年産の飼料用作物等について、放射性物質の検査を実施し、情報提供していく予定です。

○新暫定許容値

	旧暫定許容値	新暫定許容値
牛（乳牛・肉牛、繁殖牛など）	300ベクレル/kg(注)	100ベクレル/kg
馬、豚、家さん	300ベクレル/kg	現在飼養試験を実施中。年度内に改訂
養殖魚	100ベクレル/kg	

(注)繁殖牛など当分の間と畜出荷する予定のない牛には、1kgあたり3,000ベクレル

- 飼料とは：とうもろし・ソルガム・牧草等の飼料作物のほか、稲発酵粗飼料、稲わら、飼料用米、米ぬかなどの家畜へ給与するもの

平成23年産稲わらのうち「24年収集稲わら」の取り扱い

- 1 「平成24年収集稲わら」とは、平成23年産稲わらから生じる稲わらのうち、平成24年にほ場から収集する稲わら
- 2 稲わらを飼料や土壌改良材として流通・利用が自粛される県
岩手県、宮城県、福島県、栃木県、茨城県
(旧暫定許容値(300ベクレル/kg)を超える稲わらが生産されていた県)
- 3 流通・利用の解除
生産ロットごと放射性セシウムの検査を実施し、新暫定許容値を下回っていることが確認された場合に限り、流通・利用の自粛を解除する

平成24年産の永年性牧草の取り扱い

- 1 永年性牧草の流通・利用が自粛される県
岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県
(平成23年度牧草のモニタリング調査で、新暫定許容値(100ベクレル/kg)を超える放射性セシウムが検出された地域を有する県)
- 2 流通・利用の解除
調査地域内の全ての調査地点における調査結果が新暫定許容値を下回っていることが確認された場合、流通・利用の自粛を解除する

平成24年産に収穫される夏作飼料作物の取り扱い

現在、農林水産省において取り扱いが検討されています。
農林水産省から通知が出されしだい、ご連絡します。

県内の農用地土壌、牧草及び稲わら等の放射性物質測定結果は、県ホームページで公表しています
<http://www.pref.nagano.lg.jp/nousei/nousei/housyanou/housyasen9.htm>

お問い合わせは、県庁園芸畜産課（電話026-235-7233）までご連絡ください